

地域医療構想調整会議のWG（案）について

1 地域医療構想策定後の取組（地域医療構想策定ガイドラインより）

（１）地域医療構想策定後の実現に向けた取組

- ・ 都道府県は、地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の病床の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行う。
- ・ 各医療機関は、将来目指していく医療について検討を行う等、自主的な取組を行う。

（２）地域医療構想調整会議の設置・運営

ア 主な議事

- ① 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- ② 病床機能報告制度による情報等の共有
- ③ 都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- ④ その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

イ 参加者の範囲・選定

- ① 診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村など幅広いものとすることが望ましい）
- ② 個別具体的な議論が行われる場合には、その当事者及び利害関係者等に限って参加することが適当。
- ③ 急性期医療に係る病床の機能の分化及び連携や地域包括ケアシステムの推進など、特定の議題に関する協議を継続的に実施する場合には、地域医療構想調整会議の下に専門部会等を設置し、当該議題の関係者との間で具体的な協議を進めていく方法も考えられる。（専門部会やワーキンググループの設置）

2 地域医療構想調整会議WG案（たたき台）

（１）全県一区

① 高度急性期WG

行政：保健所長（徳島、阿南、三好）、市長会、町村会

医療：徳島大学病院、県立中央病院、県立三好病院

徳島赤十字病院

（徳島県鳴門病院、徳島市民病院）

医師会、保険者協議会

（住民：徳島県医療審議会公募委員等）

(2) 東部

① 急性期WG

行政：保健所長（徳島、吉野川）

各市町（徳島市、松茂町、吉野川市、阿波市）

医療団体：県医師会、各郡市医師会、歯科医師会、薬剤師会、
看護協会、保険者協議会、理学療法士会、作業療法士会

医療機関：病床機能報告において「急性期」病床を記載した医療機関

② 回復期WG

行政：同上

医療団体：同上

医療機関：病床機能報告において「回復期」病床を記載した医療機関

③ 慢性期・在宅WG

行政：同上

医療団体：同上

医療機関：病床機能報告において「慢性期」病床を記載した医療機関
訪問看護ステーション、地域包括支援センター

介護：介護支援専門員協会、老人福祉施設協議会、老人保健施設協議会、日本認知症グループホーム協会徳島県支部

(3) 南部

① 急性期・回復期・慢性期・在宅WG

行政：保健所長（阿南、美波）

各市町（阿南市、勝浦町、那賀町、美波町、海陽町）

医療団体：県医師会、各郡市医師会、歯科医師会、薬剤師会、
看護協会、保険者協議会、理学療法士会、作業療法士会

医療機関：各医療機関

訪問看護ステーション、地域包括支援センター

介護：介護支援専門員協会、老人福祉施設協議会、老人保健施設協議会、日本認知症グループホーム協会徳島県支部

(4) 西部

① 急性期・回復期・慢性期WG

行政：保健所長（三好、美馬）

各市町（美馬市、つるぎ町、三好市、東みよし町）

医療団体：県医師会、各郡市医師会、歯科医師会、薬剤師会、
看護協会、保険者協議会

医療機関：各医療機関

※西部においては在宅の連携については別途進めているため、在宅は作業部会から除く。

(単位：医療機関数)

※複数回答あり

地域医療構想に関する会議

